

議案第二号

大柿地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年二月二十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾壹年貳月貳拾日 原審可決

三朝町議会議長牧田禎



| 区域を変更する字の名称   | 同上の区域（昭和五十一年二月十日現在の地番による。）   |
|---------------|--|
| 大字大柿字<br>長田河原 | 大字大柿字長田河原のうち三四八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字大柿字長田山根三八六の一部、三八八の一部、三八九の一部、三九〇の一部、三九一の一部及びこれらと一体をなす国有地             |
| 大字大柿字<br>長田山根 | 大字大柿字長田山根のうち三八六の一部、三八八の一部、三八九の一部、三九〇の一部、三九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字大柿字長田河原三四八の一と一体をなす国有地の一部             |
| 大字大柿<br>字椋ヶ市  | 大字大柿字椋ヶ市のうち三一七の一の一部、三一九、三二〇から三二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字大柿字中曾根二二八の五、二二二の五、二二三の四、二二三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字大柿<br>字斐田   | 大字大柿字斐田のうち一八七の一部、一八九、一九〇の一部、二二二の一の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二三の一と一体をなす国有地の一部以外                            |

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十一年二月七日現在の地番による。）

の区域並びに大字大柿字中曾根二二二の一の一部、二四三の一部及びこれらと一体をなす  
国有地

大字大柿

字中曾根

大字大柿字中曾根のうち二二二の一の一部、二二八の五、二二二の一、二二二の四、二二二の一、二四三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字大柿字西塚通七三の一及び七四の一並びに七三の一、七三の二及び七四の一と一体をなす国有地の一部、大字大柿字東塚通九八、九九、一〇〇の一、一〇二の一、一〇三の七及び一〇四の三並びに九八、九九、一〇〇の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇三の七及び一〇四の三と一体をなす国有地、大字大柿字宮脇七六の一から八八の二まで、九一の三及びこれらと一体をなす国有地、大字大柿字表田一八七の一部、一八九、一九〇の一部、二二二の一の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二の一と一体をなす国有地の一部並びに大字大柿字桜ヶ市三二七の一の一部、三一九、三二〇から三二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地

| 区域を変更する字の名称  | 同上の区域（昭和五十一年二月十日現在の地番による。）   |
|--------------|--|
| 大字大柿<br>字西塚通 | 大字大柿字西塚通のうち七三〇の一及び七四〇の一並びに七三〇の一、七三〇二及び七四〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域   |
| 大字大柿<br>字東塚通 | 大字大柿字東塚通のうち九八、九九、一〇〇の一、一〇一の一、一〇二の一、一〇三の七及び一〇四の三並びに九八、九九、一〇〇の一、一〇一の一、一〇二の一、一〇三の七及び一〇四の三と一体をなす国有地以外の区域 |
| 大字大柿<br>字官脇  | 大字大柿字官脇のうち七六の一から八八の二まで、九一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域   |